

令和5年9月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気ストーブ（カーボンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスカートリッジ分離型ガスこんろ1件、カセットこんろ1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちヘアアイロン1件、エアコン1件、
凍結防止用ヒーター（水道用）1件、
運動器具（エクササイズ用）1件、ノートパソコン1件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、ディスペンサー（充電式、ソープ用）1件、
コーヒーマーカー1件、草刈機1件、エアコン（室外機）1件、自転車1件） | 13件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ユアサプライム株式会社が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）について（管理番号：A202300452）

①事故事象について

ユアサプライム株式会社（法人番号：6010001059673）が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）3月19日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について回収及び返金、又は代替品への交換を実施しています。

③対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番※	販売期間	対象台数
電気ストーブ （カーボンヒーター）	YA-C945SR (WH)	2015年9月29日 ～ 2016年2月20日	18,940
	KYA-C915R (WH)		
	YA-C900S (WH)		

※YA-C945SR (WH) 及び KYA-C915R (WH) はリモコンタイプ
YA-C900S (WH) はメカタイプ

2016年（平成28年）3月19日からリコール（回収・返金、又は代替品への交換）を実施

回収率：34.1%（2023年8月25日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

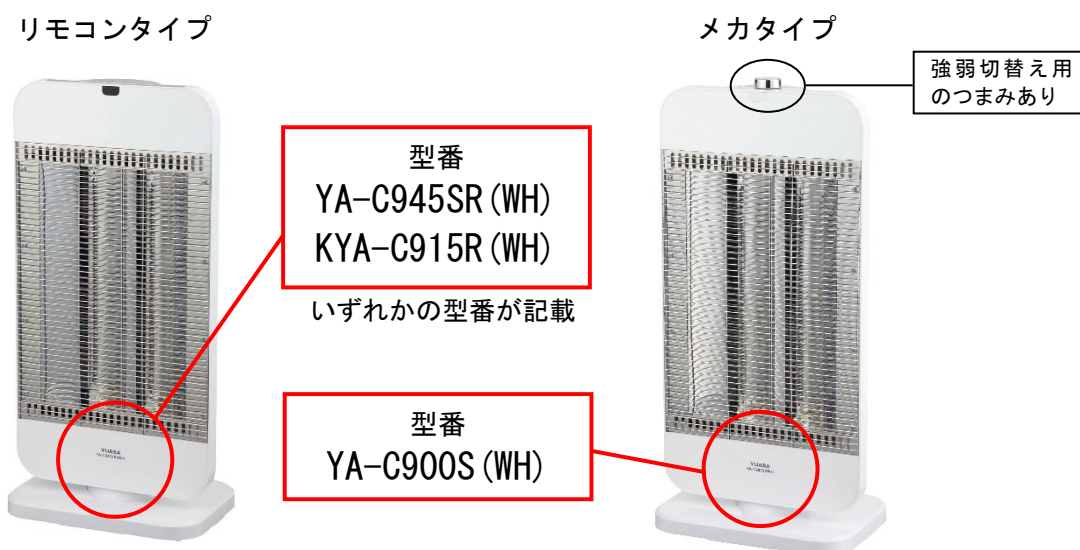
対象製品におけるリコール対象の内容による2015年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	0	—	2018年度	7	火災
2022年度	0	—	2017年度	8	火災
2021年度	2	火災	2016年度	6	火災
2020年度	0	—	2015年度	1	火災
2019年度	3	火災			

※当該事故（管理番号：A202300452）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

本体正面に表示されている型番を御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金、又は代替品への交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ユアサプライムス株式会社 お客様相談窓口

電話番号：0120(988)475

受付時間：10時～12時、13時～17時

(土・日・祝日・事業者指定休日を除く。)

ウェブサイト：<https://www.yuasa-p.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/37a298f608c36fc232d1846fd2f99c38.pdf>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮本、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300453	令和5年8月19日	令和5年8月28日	ガスカートリッジ分離型ガスこんろ	2000017066	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、ガスボンベの接続部から出火し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300456	令和5年8月21日	令和5年8月29日	カセットこんろ	KC-353A	株式会社ニチネン(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300452	令和5年4月28日	令和5年8月28日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	YA-C900S(WH)	ユアサプライムス株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。	静岡県	令和5年7月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 平成28年3月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 34.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300450	令和5年6月23日	令和5年8月28日	ヘアアイロン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年7月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年7月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300451	令和5年8月14日	令和5年8月28日	エアコン	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202300454	令和5年1月 ※不明	令和5年8月29日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月18日
A202300455	令和5年7月 ※不明	令和5年8月29日	運動器具(エクササイズ用)	重傷1名	当該製品を使用中、後ろに転倒し、臀部を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月22日
A202300457	令和5年8月17日	令和5年8月29日	ノートパソコン	火災	当該製品のACアダプターにルーターを接続して使用中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300458	令和5年3月14日	令和5年8月29日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年6月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202300459	令和5年7月27日	令和5年8月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月14日
A202300460	令和5年7月15日	令和5年8月30日	ディスペンサー(充電式、ソープ用)	火災	事務所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年7月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202300461	令和5年7月25日	令和5年8月30日	コーヒーマーカー	重傷1名	当該製品のガラス容器を洗浄中、ガラス容器が割れ、右指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月22日
A202300462	令和5年8月13日	令和5年8月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300463	令和5年8月23日	令和5年8月30日	草刈機	火災	当該製品を使用中、本体ごと滑って転倒し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300464	令和5年8月25日	令和5年8月30日	エアコン(室外機)	火災	エアコンの入替え作業を行っていたところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300465	令和5年5月18日	令和5年8月30日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前かごが外れ、前輪に引っ掛かり、 転倒、右指を負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因 を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年8月22 日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合
同会議において審議を予定している案件

該当案件なし